

議案第34号

平成23年度

港区一般会計補正予算（第1号）

平成23年度港区一般会計補正予算（第1号）

平成23年度港区の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,399千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,378,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（特別区債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表特別区債」による。

平成23年5月27日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		19,845,586	△ 1	19,845,585
	1 基金繰入金	19,845,586	△ 1	19,845,585
20 特別区債		0	38,400	38,400
	1 特別区債	0	38,400	38,400
歳入合計		115,340,000	38,399	115,378,399

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		44,299,930	38,399	44,338,329
	1 社会福祉費	21,127,087	38,399	21,165,486
歳 出 合 計		115,340,000	38,399	115,378,399

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
災害援護資金貸付に伴う利子補給	平成 23 年度～平成 36 年度	<p>港区災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき港区が貸付をした金額に対する年 1.5%に相当する額</p> <p>東日本大震災に対する港区災害援護資金貸付要綱に基づき港区が貸付をした金額に対する年 0.5%に相当する額</p>

第 3 表 特 別 区 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	千円 38,400	普通貸借の方法で東京都より起債する。	無利子	起債のときから据置期間を含めて14年以内に償還する。